

農地の相続の届出について

農地の所有権等の権利を相続等で取得された場合は、農業委員会への届出が義務化されています。したがって、坂戸市内の農地の権利を取得した場合「農地法第3条の3の規定による届出書」を提出してください。

記

1 提出書類

(1) 農地法第3条の3の規定による届出書

- ・筆数が多数の場合は、別紙に割印を押印のうえ記載してください。
- ・様式については市ホームページからダウンロードできます。

(2) 国籍等を証明する書類

令和5年9月1日に農地法施行規則の一部が改正され、これに伴い権利取得者の国籍等の確認が必要になりました。国籍等を証明する書類として、以下の書類の添付もしくは提示が必要になります。

- ア 日本国籍を証明する場合…住民票の写し（本籍地記載のもの）
- イ 外国籍を証明する場合…在留カードまたは特別永住者証明書

2 届出の期間

権利を取得したことを知った日から10か月以内に提出してください。

3 届出にあたっての注意事項

- (1) 本人及び同居の親族以外の方が届出をする場合は委任状が必要になります。
- (2) 届出書の提出後、農業委員会事務局で内容を確認し、届出内容に不備が無ければ受理通知書を発行します。
- (3) 受理通知書は、権利取得の効力を発生させるものではありません。
- (4) 坂戸市外の農地の権利を取得した場合、その農地所在地の農業委員会へ届け出てください。

担当 坂戸市農業委員会事務局
電話 049-283-1331（内線 653、654）